

## 北宋初期の便糴に就いて

森佳, 利直

<https://doi.org/10.15017/2344456>

---

出版情報 : 史淵. 3, pp.188-209, 1931-12-28. 九州帝国大学法文学部  
バージョン :  
権利関係 :

## 北宋初期の便糴に就いて

森 住 利 直

### (一) 河北・陝西兩路の折中

宋は國初より契丹及び西夏に對して兵を構へ、北邊・西鄙の防備を寸時も忽にすることが出来なかつたが故に、出征屯戍の將士並びに之に附隨せる軍馬に供給すべき米粟芻豆を常に必要としたのであるが、政府は之が支給を爲すに當り、時<sup>〇</sup>日<sup>〇</sup>と<sup>〇</sup>輦<sup>〇</sup>運<sup>〇</sup>の費用と勞役との三條件を、同時に満足に運用するに由なく、北方穀物商或は邊境土着の民をして入納せしむる方法を講じた。李燾の續資治通鑑長編<sup>卷六十</sup>に、

自有事二邊。戍兵寔廣・師行。饋運仰於博易。有司務優物估。以來輸入。河北有水運而地理差近。亦有京師輦送者。其入中。大約入糧斗增六十五錢。馬料增四十五錢。西鄙回遠。及涉積陰。運載甚難。其入中之價。

靈州斗粟有至千錢以上者。百餘州率不下數百。

と見え、京師の穀物商が芻粟を河北・陝西方面に輸送すれば、政府は納入物貨の實價よりも可成りの高額を以て買ひ取つた。而して河北の塞下に輸納せる場合には、其の支拂價格を優増する度に略標準が有つたけれども、陝西方面にあつては、地の回遠なると運搬の困難なるがため動搖極まりなく、河北に比すれば遙かに高額の支拂を爲したやうである。同書<sup>卷三十</sup> 大宗端拱二年九月戊子の條には、

自河北用兵。切于饋餉。始令商人輸芻糧塞下。酌地之遠近。而優爲其直。執文券至京師。償以緡錢。或移文

江淮。給茶鹽。謂之折中。<sup>(2)</sup>

とあり、原注には、塞下折中。自雍熙始。既罷復行。と見え、更に宋史卷一百八十三 食貨下五、茶上にも、

雍熙後。用兵切於餽餉。多令商人入芻糧塞下。酌地之遠近。而爲其直。取市價而厚增之。授以要券。謂之

交引。至京師給以緡錢。

とあつて、京師の商人をして芻糧を河北の塞下に輸送せしむることは、既に太宗の雍熙年間より行はれ、物貨納

入の地と代價支拂の地點とは異つてゐたのである。而してこの兩者を連絡するものは、納入證明書であると同時に

にまた代價請求額の記入されたる文券であつたが、それを交引と稱した。宋の國家財政權は三司にあつたのであ

るが、李攸の宋朝事實卷九を見るに、

乾德三年。詔諸州。度支經費外。凡金帛悉送闕下。無得占留。時藩鎮有闕。稍命文臣權知。所在場務。或以

京朝官廷臣監臨。凡一路之財。置轉運使掌之。

とあれば、交引は豫め京師の三司より北邊三路東・陝西の各轉運使に發送されてゐたと考へられる。而して長

編卷六十には

其輸邊粟者。非盡行商。率其土人。既得交引。特詣衝要州府鬻之。市得者寡至京師。京師有坐一賈置鋪。隸

名權貨務。懷交引者湊之。若行商則鋪買爲保任。詣京師權貨務給錢。又移文南州給茶。若非行商。則鋪買自

售之。轉鬻與茶賈。

北宋初期の便糴に就いて

と述べ、同書卷一百一十八李諮の奏請を載せたる文の一節には

北商持券至京師。舊必得交引鋪爲之保任。并得三司符驗。然後給錢。以是京師坐賈率多邀求。三司吏稽留爲姦。

と見えてゐる。右に引用せる二つの記事を併せ考ふれば、芻粟納入の地に於て受取りたる交引を持つて京師に來る者の中、行商即ち商人組合 (Guild Merchant, Kaufmannsgilde) に屬する穀物商及び一般穀商等は、必ず一應交引鋪に立寄つて、其の持參せる交引の檢認を受け、また三司の符驗をも得て、然る後權貨務に行く。權貨務では現金支拂をなすを原則とはしたが、或は江淮の茶に振替へて茶券を給與したのである。陝西邊地の土着民は、その齎し來れる交引をば、直ちに行商若しくは交引鋪に賣り拂つて現金に換へ、郷土に向つて歸還した。而して行商及び交引鋪の得たる茶交引は、京師に在つて茶券の入手を待望せる南方茶商との間で取引賣買されたのである。既に交引鋪が陝西土着民より買ひたる交引を直接茶商に轉賣する以上、穀物商の持ち來る交引と、陝西土着民のそれとは、幾分その性質を異にし、前者は飽くまで現金支拂それ自體を約束するものであり、後者は轉運使が給付する當初より茶交引の性質を帯びてゐるに相違ないのである。然しながら、これは眞宗中葉までのことであつて、天禧二年以後は河北路同様になつてゐる。尙ほ此のことは後に述ぶる所によつて確められるであらう。

(二) 京師の折中

續資治通鑑長編卷三十端拱二年十月癸酉の條に、

置折中倉。聽商人輸粟京師。而請茶鹽于江淮。膳部員外郎范正辭・洛苑副使慕容仁澤・作坊副使尹崇諤。同掌

其出納。每一百萬石爲一界。祿仕之家及形勢戸。不得輒入粟。御史臺糾之。會歲旱罷。

とあり、北邊多事にして芻粟の供給に切なるがため、塞下の折中と殆んど時を同じうして、京師に於ても折中倉が創設せられ、南方穀物商をして粟を京師に運ばしめ、その代價を江淮の茶鹽に振り替へて支拂つた。原注に、

塞下納芻糧。京師納粟。皆謂之折中。其實兩事。

とあれば、河北・陝西方面の折中と、京師の折中とは、各獨立して行はれたことは明かである。而して同書卷三十二淳化二年五月乙巳の條には、

復置折博倉。

とあり、また原注には、

折博倉即折中倉也。端拱二年九月初置。尋以歲旱中止。今仍復之。

と見えてゐる。前掲の折中倉は創設後間もなく、旱魃のために其の存在理由を失ひ、一旦廢せられたのであるが、淳化二年再び折博倉の名稱のもとに復活されたのである。京師は多數の禁兵を擁してゐたが爲、南方の穀物を京師に運ぶことは、政府にとつて重要な任務であつたことは論を俟たない。<sup>(8)</sup>たゞ、京師の折中が北邊の折中と並び行はれたに就いては、兩者の間に緊密なる關係の存したる事實を見逃せないのである。即ち、此邊に向つて京師の商人が穀物の輸送を盛んに行へば、當然京師民間の米粟不足を來し、政府はその補給を計らねばならない。されば折博倉を特に設置したのであらう。折博倉の米粟が、必要に應じて民間に賣捌かれたであらうことは推測に難くないのである。

之を要するに政府は出来得る限り國庫の直接負擔を軽減せんとし、其の財源の一部たる茶鹽を代用したのであつて。宋史卷三百三十一孫長卿の傳に、

本祖宗權茶。蓋將備二邊之糴。且不出都內錢。公私以爲便。

とあるが如く、政府の專賣制度のもとにある茶鹽を以て代償することは正に有利なことであつた。されど長編卷六十九に、

邊地。市估之外。別加擡爲入中。價無定。皆轉運使視當時緩急而裁處之。如粟價。當得七百五十錢者。交引給以千錢。又倍之爲二千。切於所須。故不吝南貨。

とあり、同書卷五十四にも、

先是。鼎○度支使右諫議大夫梁鼎上言。陝西緣邊所折中糧草。率皆高擡價例。倍給公錢。

とあつて、官の芻粟を需むること切なるに乗じて、動もすれば納入者は物價を市價以上に吊り上げて止まなかつたのである。政府は又此等入中者に對して吝氣もなく茶鹽を提供した爲、自然茶鹽の利は商賈の手に渡るものが多かつた。斯る情勢の後を受けて、折中新法が施行されたのであるが、之に論及するに先立ち、姑らく揚子江沿岸の產茶地と權貨務との關係に觸れておかねばならない。

### (三) 茶の專賣と權貨務

中唐以後飲茶の風は極めて盛んになり、従つて茶の賣買も顯著に行はれ、德宗の建中三年 (A. D. 783) には戸部侍郎趙贊の意見に依つて始めて税の目的物となつた。(11) 宋の太祖乾德二年八月に權茶法○茶の專賣制度が制定されて

より、採茶の民が製造したるものは全部政府で買ひ上げることになつた。<sup>(12)</sup> 太宗の太平興國二年五月に至つて、揚子江沿岸一帯の産茶州軍は完全に政府の事實制度施行下におかれたのであるが、<sup>(13)</sup> 要會の地六ヶ處には專賣事務を主管する權貨務が設置されてゐた。<sup>(14)</sup> 宋史卷一百八十一 食貨下五、茶上を見るに、

淮南則斬・黃・盧・舒・光・壽六州。官自爲場。置吏總之。謂之山場者十三。六州采茶之民皆隸焉。謂之園戶。歲課作茶輸租。餘則官悉市之。其售於官者。皆先受錢而後入茶。謂之本錢。略其出鬻。皆就本場。

とある。茶の製造者を、園戶と稱したのであるが、彼等は政府所定の山場に隸屬して吏の監督を受け、又その造りたる茶は自己の屬する山場に持ち行きて官に賣つた。其の際官より園戶に支拂ふ錢を本錢と呼んでゐた。本錢とは今日の言葉で表現すれば資本金或は元金に當り、本錢に對して息錢の語が有つて、これは純利得の謂である。右引用文の少し後には、福建路の山場所在地及び歲課總額を載せて、

福建則建・劍・二州。歲如三山場。輸租折稅。總爲歲課。福建三十九萬三千餘斤。悉送六權貨務鬻之。

と見え、また、

商賈貿易。入錢若金帛京師權貨務。以射六務十三場茶。給券隨所射與之。願就東南入錢若金帛者聽。計直予茶。如京師。

とあるに據つて、一旦山場に集積されたる茶貨は、更に官の手を以て權貨務(專賣局)に運搬され、然る後始めて民間市場に出たことが知られる。即ち政府と茶商との賣買行爲は權貨務に於て爲されたのである。而して京師權貨務に金銀錢帛を納れたる者が、其の證明書として取引を受けたる如く、東南の權貨務に納めたる者も亦取引を

貫つたのである。このことは、王應麟の玉海卷一百八十一乾德權貨務の條に、

開寶三年七月丁亥。移建安務於揚州。令客旅入金銀錢帛揚州。給憑。就建安請領茶貨。交引始於此。

とあるに徴して確められる。等しく交引とはいへ、京師權貨務に金銀錢帛を納入せる商人に與へたるものは、京師權貨務と東南諸權貨務とを連絡するものであつて、所持者が東南權貨務に到つてその交引を示せば、記入額面相當量の茶を直ちに貫つたに相違なく、東南の諸權貨務に金帛を納れし者に與へたる交引は、權貨務と其の所轄の山場とを連絡するものであつて、商人は山場の吏に之を示して茶を受取つたであらう。

#### (四) 林特の新法

宋史卷七眞宗本紀二、景德元年十二月の條に、

乙未。契丹使丁振。以誓書來。丁酉。契丹兵出塞。

と見え、同二年春正月の條には、

庚戌朔。以契丹講和。大赦天下。

とあつて、宋と契丹との戦も、景德元年末を以て一段落を告げ、兩國の間に講和が成立した。是に於て宋の政府は、從來國事多端の際に行へる臨時應急策たる折中法の後始末を爲すべき必要に迫られ、茶法改革には林特を起用したのである。續資治通鑑長編卷六十景德二年五月辛亥の條に、

及和好罷兵。邊備稍緩。物價差減。而官給交引。虛錢之名未改。既以茶代鹽。而買茶所入。不充其給。交引停積。故商旅所得茶。指期於數年之外。京師交引愈賤。至有裁得所入芻粟之實價者。官私俱無利。於

是命鹽鐵副使林特。與宮苑使劉承珪・崇儀副使李溥就三司。悉索舊條制詳定。特呼豪商問訊。別爲新法。

とあつて、北邊靜穩に歸し、軍糧供給も稍緩やかになり、従つて納入物價も次第に低減したのである。此の際政府は現金支拂を爲せばよいのであるが、依然として虚額の茶交引(入納物貨の實價を優増して記入したる茶交引)を發行して代價に充てゝゐた。そのために、政府が園戸より買ひ上げる所の實物茶の供給不足を招來し、其の結果は茶交引の氾濫停積となつたのである。斯くて京師に於ては陝西土人對交引鋪、陝西土人對南方茶商、北方穀商對交引鋪、北方穀商對南方茶商、交引鋪對茶商、などの間で復雜に行はれてゐる茶交引の取引に影響し、交引の相場を下落に趨かしむるのみであつた。延いては、從來糧食を輸送せる者をして恠懼逡巡の念を抱かしむるに至つたであらう。京師の帑藏は次に引用する文によつても明かなる如く、決して豊かではなかつたのであるから、局面收拾策として選ぶべき最上の手段は、平和克復以前に濫發せられ、現に停滯せる舊交引を買ひ占めて行き、依然納入物貨に對しては現金支拂を慎んで實物茶を與へてゆかねばならなかつたのである。若しこれを實行に移せば、姑息の對策たるの譏は到底免れ難いであらう。

長編卷八十五大中祥符八年閏六月丙戌の條に、林特の交引回收策及びその弊害を記して、

自新法之行。舊有交引而未給者。已給而未至京師者。已至而未磨者。悉差定分數。抽納入官。大約商人有舊引千貫者。令依新法・歲入二百千。俟五歲則新舊皆給足。官府有以茶充公費者。慮其價賤亂法。悉改以他物。山場節其出耗。所過稅務。嚴其覺舉。每諸權務所受茶。皆均地配給場務。以交引至先後爲次。大商刺知精好之處。日夜走僮使。齋券詣官。故先獲。初禁淮南鹽。小商已困。至是益不能自行。

とある。一貫は一千文、千貫は千千文である。故に二百千文は千貫の二割に當る。次に宋史卷一百八十三食貨下五茶上、大中祥符八年の條には、

是時數年間。有司以京師切須錢。商人舊執交引至場務。即付物。時或特給程限。踰限未至者。每十分。復令別輸二分見緡。謂之帖納。豪商率能及限。小商或不即知。或無帖納。則賤鬻於豪商。有司徒知移用之便。至レ有下一歲之內。文移小改至三十數レ者。商人惑之。願望不進。

とあつて、右二文を併せ考ふるに、政府はその處置が可成り無理なものとは知りつゝも、京師の現在錢窮乏のため、舊交引の有効期間を限定し、期限内に直接東南權貨務或は山場に行つて實物茶の交付を願はざる者は無効とする、但し舊交引に其の記入額の二割の現緡を添へて京師或は江淮の權貨務に差出せば、新交引と引換へてやることにした。斯くすれば、北商が自ら産茶地まで行かないのは自明のことであるから、自然現緡を添へて新交引に換へるであらう。従つて京師に現錢が集まると同時に、舊交引の回收も出來て、一舉兩得であつたのである。然しながら京師の豪商○大穀物商・大茶商・交引鋪等は、餘分の現緡を添へて新交引に換へるまでもなく、期限に間に合ふやうに僮僕を東南に走らせては、記入額通りの、而も精好の茶を受取ることを結果した。而して北商の財力乏しきものは、止むなく安價にて所持の舊交引を豪商に賣り渡さねばならなかつた。宋代には都市内部に於ける商業の發達すると同時に、都市と都市との間に於ける商業も亦發達し、當時物資を舟車馬匹に積載して、商業地と生産地との間若しくは商業地相互の間を往來する多くの商人があつて、客商・客人・客などといふ語に依つて呼ばれてゐた。(15)引用文中の小商とは此等客商のことである。

北方のみならず、長編卷八天禧元年二月甲戌の條に掲げられたる詳定茶鹽司の上奏の一節には、

今鬻於市。止獲八九千。恐豪商乘其賤價。不於官場入中。

とあれば、江淮の地に於ても亦、豪商と客商・豪商と諸權貨務との間で、京師に於けると同様の事象が展開されてゐたと察せられる。

されば、舊交引は政府の手に依つて回收せられるよりも、寧ろ豪商の兼併に趨き、徒らに南北の客商をして困憊せしむるのみであつたことが知られるであらう。斯くて林特の貼納法に依る舊交引回收策は全然失敗に終つたのであるが、このことは後世まで崇つて、清末の人陸心源の宋史翼卷四十一には姦臣傳中の人とさえなつてゐるのである。長編卷八天禧元年二月甲戌の條に、

曹瑋言。陝西入中糧草交引愈賤。總虛實錢百千。鬻之ツツクニ才得十二千。請於永興・鳳翔・河中府。官出錢市之。奏可。

と見え、同書卷九天禧五年五月己亥の條には、

時陝西交引益賤。京師才直五千。有司惜其費茶。於是出內藏錢五十萬貫。令閉門祇候李德明。於京城市而毀之。

とあつて、天禧年間に入つては、新法施行以後に發行せる交引すら持て餘し、遂には内藏庫より現金五十萬緡を出し、或は陝西衝要の地(17)に於て、或は京師に於て之が買占を行ひ、燒棄するの止むなきに立到つたのである。長

編卷九天禧元年七月癸丑の條を見るに、

詳定茶鹽所請。罷買陝西芻糧交抄。別立久制。許商人入中。從之。

とある。陝西芻糧交抄とは前に引用せる同書卷八十九〇天禧元年二月甲戌の記事に見ゆる陝西入中糧草交引に相當し、詳しくは陝西

入中芻糧交抄と言ふべきであつて、入中糧草交引・入中芻糧交抄ともに、同性質の約束手形である。更に宋史卷一百八十三食貨下五、茶上、天禧二年の條には、

三司言。陝西入中芻糧。請依河北例。斗斗東量增其直。計實錢給鈔。入京以見錢買之。願受茶貨交引。給依實錢數。令權貨務。並依時價納緡錢支茶。不不得得更用芻糧文鈔。帖納茶貨。詔。每入百千。增五千茶與之。餘從其請。

と見えてゐる。右に掲げたる兩文に據れば、天禧元年には陝西土着民の芻糧納入者に、轉運使より入中糧草交引を給與することが罷められ、爾後、陝西に芻糧を輸送するものに對しては、河北に於けると同様、現金支拂を約束する所の交引を與へることになつた。かくて、行商・客商・土着民らに對しては、一樣に現金支拂をなすやうになつたが、而もなほ政府は、依然としてこれを忌避し、茶の代用に努めねばならなかつた。

(五) 便糴

偕て、河北に芻粟を輸納せる商人にも、陝西に芻糧を輸納せる商人にも、等しく轉運使より交引を與へてゐたのであるが、宋會要食貨三十、天聖元年四月の條には、(東洋文庫藏抄本)

其陝西新入中糧草交抄。每虛實百千。在京在京見今破錢五千收買。云々

とあり、天聖元年は、陝西方面の入中糧草交引を燒棄したる天禧五年より二年後に當つてゐる。さらに同書の同

じ條には、

四月。定奪茶鹽所言。客人將陝西河北入中便糴糧草交抄貼納錢物。算射茶貨。

とあつて、陝西入中糧草交抄の外に河北便糴糧草交抄の名が見えてゐる。以下便糴の性質を究明せんとするのである。續資治通鑑長編卷一百七十二仁宗皇祐四年三月丁未の條には、包拯の奏議を掲げ、

臣竊見。天下之患。在乎三路。而河朔爲甚。冗兵耗於上。公用盡於下。內則致帑粟空竭。外則致生靈困弊。

○中 方今邊鄙無事。正是保國息民之時。而屯兵益衆。用度益廣。每年河北便糴糧斛三四百萬石。約支見錢四

五萬貫。僅有一二三年之備。云々

とあり、宋會要食貨三十九、市糴糧草には、

河北沿邊。歲於權貨務給糴錢二三百萬。以供便糴。

と見え、また同書食貨三十九○神宗元豐二年六月十二日の條に掲げられたる三司の言に、

河北糴便糴草鈔價。本以見錢法一等給還。

といふ一節があるが、糴便は便糴と同じ。此等三文を綜合すれば、便糴は河北路に於て行はれ、その支拂には京師權貨務の現金が充てられてゐたのである。而して章如愚の山堂群書考索甲集卷五十六平糴常平義倉には、

本朝市糴之名有三。和糴以見錢給之。博糴以他物給。便糴商賈以抄引給之。

とあり、また長編卷一百七十七至和元年十一月の條には

詔三司。河北歲大豐。其令緣邊州郡。便糴軍糧三百萬・馬糧三百萬。

とあるに徴して、便糴は早くより行はれ、穀物商が河北の沿邊に芻粟を輸納すれば、三司は轉運使をして穀商に京師權貨務に於ける現金支拂を約束する手形を交付せしめたのである。要約すれば、便糴とは「まづ穀物商をして河北沿邊に芻粟を輸納せしめ、河北轉運司よりこれら穀商に對して、京師權貨務における現金支拂を約束する所の手形を交付することであつて、かゝる役目を果す取引が、即ち便糴糧草取引であつたのである。これが便糴のブリミティヴな形態であり、和糴との相違は、轉運司が約束手形を用ふるか、或はその場で現金支拂をなすかに存する。元來便糴は和糴の進化したものであつて、このことは會鞏の元豐類藁卷四十九平糴の項に、

使歲糶穀不賤出。歲凶民不病食。故平糴之令自此始。李惲脩之。魏以富彊。漢興。耿壽昌開常平之法。以至晉。齊不能廢。後魏定和糴之制。北齊築富人之倉。隋人置監。唐人置東西市之糴。雖號名殊。其爲法一也。當盛宋建隆之間。始因河內之稔。脩邊糴之事。至淳化而天下之糴復大備。

とあるに據つて、容易に推察され得ることであり、宋史卷一百六十七食貨上三、和糴に、  
河北又募商人。輸芻粟於邊。以要券取鹽及緡錢。香藥寶貨於京師或東南州軍。

とあるは、とりもなほさず便糴と呼ばれてしかるべき性質のものである。馬端臨の文獻通考卷二十一市糴考二を見らる。

河北舊有便糴之法。聽民輸粟邊州。而京師給以緡錢。錢不足。即移文外州給之。又折以象牙香藥。

とあつて、便糴にあつては、京師の權貨務にて現金支拂を爲すを原則としたが、現金不足の場合には、象牙香藥を以て代償したり、東南の諸州軍の緡錢・茶・鹽に文券を振り替へたりしたのである。沈括の夢溪筆談卷十一官政一には、

便糴を詳述して、

便糴者。次邊糧草。商人先入中糧草。乃詣京師。算請慢便錢・慢茶鈔及雜貨。

而してその原注に、

慢便錢。謂道路貨易非便處。慢茶鈔。謂下三山場權務。

と記してゐる。宋の太祖の開寶三年、唐朝飛錢の故事に倣つて便錢務が設立され、商人が錢を便錢務に納むれば約束手形としての有價證券が與へられた。商人が其の券を持つて諸州に至り、州廳に於て之を示せば、即日現金と引替へてやつたのであるが、この證券を便錢と呼んだ。<sup>(18)</sup>筆談に謂ふ所の慢便錢とは、多少遠隔にして而も金融の閑漫なる地方に通用する政府の約束手形である。また慢茶鈔とは、劣等の茶を産する山場を管轄する權貨務に於ける引替券であり、雜貨とは、宋史・通考に照し合せて香藥象牙の類であつたことは容易に首肯出来るであらう。故に便糴に於ける支拂には、京師若しくは東南諸州軍の緡錢、東南諸州軍に産する茶・鹽、京師權貨務の象牙香藥の類を以て充てられてゐたことが知られるのである。便糴の主體は河北路であつたが、尙ほ河東路・陝西路にも行はれたことを、零細な記事に據つてではあるが窺ふことが出来る。<sup>(19)</sup>——慢便錢と慢茶鈔とは壁一重の相違であつて、やゝもすれば慢便錢は政府の御都合主義に依つて、慢茶鈔に變形され勝ちのものではなかつたらうかと、現在の私は思惟するものである。註18の御精讀と、大方の御叱正とを熱望して止まない——

(六) 南海輸入品の專賣

香藥が早くより政府の專賣に歸してゐたことは、宋史<sup>卷一百八十五</sup>香に、

宋之經費。茶鹽禁之外。惟香之爲利博。故以官爲市。

と見え、宋會要（粵海關志卷二所引）に、

太平興國初。京師置權易院。乃詔。諸蕃國香藥寶貨。至廣州・交趾・泉州・兩浙。非出於官庫者。不得私相市易。

とあるに據つて知られ、太宗即位の初年より、民間にて勝手に外商と貿易することを嚴禁してゐた。宋史卷一百六十八張遜傳を見るに、

遜請。於京置權易署。稍增其價。聽商人金帛市之。恣其販鬻。歲可獲錢五十萬緡以濟經費。太宗允之。一歲

中。果得三十萬緡。自是歲有增美。至五十萬。

とあり、同書卷一百八十六食貨下八、互市舶法には、

太宗時。置權署于京師。詔。諸蕃香藥寶貨。至廣州・交趾・兩浙・泉州。非出官庫者。無得私相貿易。

とある。會要に見ゆる權易院は、宋史に於いて權易署又は單に權署となつてゐるが、京師に在つて香藥寶貨の專賣事務を掌る點より考へて、皆同一のものである。

北宋の初期には、主なる貿易港の市舶司に、折博本錢・博易本錢又は市舶本錢と稱する若干の資本を用意して蕃商の輸入する貨物の買上げを行つたが、之を博買・和買又は官市といふ。かく買上げたる蕃貨は、各市舶司より京師の權易院に發送し、權易院は之を民間に賣出して若干の利得を收めたのである。(2)

而して、長編卷十八太宗太平興國二年三月庚寅の條には、

契丹。在太祖朝。雖聽沿邊互市。而未有官司。是月。始令鎮・易・雄・霸・滄州。各置權務。命常參官與內

侍。同掌輦香藥・犀象及茶。與相貿易。

とあつて、香藥・犀齒・象牙の類は、既に太宗の初世より、茶と共に官の手に依つて契丹との國境近く運ばれ、國家財政上重要な役割を勤めてゐたのであるが、眞宗の大中祥符二年に至つて、此等香藥犀齒象牙などの專賣事務を司つてゐた所の權易院は、京師權貨務に併合されることゝなつた。即ち長編卷七十一 同年二月甲寅の條に、是月。併香藥權易院。入權貨務。

と見え、同書卷八十五 大中祥符八年閏六月丙戌の條には、

官府有以茶充公費者。慮其價賤キトヤ亂法。悉改以他物。

とある。此のことは一體何を意味するかといふに、香藥象牙犀齒等が、北邊への芻粟入中の代價に利用され始めたことを、有力に物語るものに他ならぬのである。

夢溪筆談卷十二 官政二、本朝茶法に、眞宗朝のことを記して、

咸平五年。三司使王嗣宗。始立三分法。以十分茶價。四分給香藥。三分犀象。三分茶引。六年。又改支六分香藥犀象・四分茶引。

とあり、玉海卷一百八十一 天聖茶法・景祐茶法の條には、

咸平五年。三司使王嗣宗。始立三分法。

と見え、その原注に、

六年改四分。

とあり、章俊郷の山堂群書考索後集卷五 權茶の條には、四朝志〇四朝國史食貨志を引きて、

又嘗正三分法矣。十分茶價。四分給香藥。三分犀象。茶引別以二十一色。

と記されてゐる。

即ち、從來北邊入中には、茶を利用して代償してゐたが、王嗣宗の三司使たるに及び、支拂全額の三割だけは茶取引を以て充當するも、殘餘の七割は香藥・象牙・犀齒の類を適宜に配合して與へることになり、斯る代償方法を三分法と稱した。若し茶が代償全額の四割を占むるならば、之を四分法と稱したのである。故に三分法といひ四分法と呼ぶは、たゞ茶の配合率の上から名付けられたに過ぎないのであつて、便糶の一分野に屬し、政府の商人に對する代償支拂法そのものを重視した時の名稱であると言へるであらう。顧ふに、見錢・香藥象牙・茶の三種を配合する所の納入物價支拂法が徐々にその形態を固めだしたのは、香藥權易院が京師の權貨務に併合されたる大中祥符二年以後のことではあるまいか。

以上述べ來りしことを概括するに、便糶施行の當初にあつては、見錢・茶・鹽・香藥象牙犀齒などが、各孤立して代償支拂の用に充てられてゐたであらう。然るに眞宗朝に入つて間もなく、政府の支拂方法が秩序付けられ、三分法・四分法が制定されたと考ふべきである。

(七) 結 語

便糶と三分法・四分法との關係は右の如くであるが、續資治通鑑長編卷一百 仁宗天聖元年春正月丁亥の條を見るに、

計置司首考茶法利害。奏言。十三場茶。歲課緡錢五十萬。天禧五年。纜及緡錢二十三萬。每直錢十萬。鬻之售錢五萬五千。總爲緡錢實十三萬。除九萬緡爲本錢。歲纜得息錢三萬餘緡。而官吏稟給不與焉。是則虛數雖多。實用殊寡。〔因請罷三稅（説）行貼射之法。〕

とあつて、眞宗天禧五年に於ける淮南十三山場の茶産額は二十三萬緡であつた。然るに此等の茶は、京師權貨務に於いて、穀商に對する現金支拂の代りに茶取引に振向けるか、若しくは茶商に現金を納入せしめて茶取引を與へるかして、全部商人に拂下げて了ふのであるが、其の際政府は、現緡五萬五千文を支拂つてやるべき北商・或は五萬五千文を納入せる南商に對して、十萬緡の茶取引を與へ・山場に於いては記入額相當量の實物茶を受取らせたのであるから、二十三萬緡相當量の實物茶より、官が實際收得する所のものは、

$$5.5 \text{ 萬緡} \times \frac{23}{10} = \text{約} 13 \text{ 萬緡}$$

である。而して此の十三萬緡より、毎年政府が國戸に支給する茶本錢九萬緡を除けば、茶の專賣より得る純益即ち息錢は、僅かに三萬緡に過ぎなかつた。しかも此は、單に淮南十三山場の茶に止まる。

長編卷の冒頭、天聖元年春正月○日付の書入なしの條を見るに、

略 ○上 景德中。丁謂爲三司使。嘗計其得失。以爲。邊纜及五十萬。而東南三百六十餘萬茶利。盡歸商賈。當時以爲至論。厥後雖屢變以救之。然不能無弊。

とあつて、北邊納入物貨の代償として茶を利用し始めてより以來、專賣に依つて江淮全般の山場より得る純益金

の國庫に入るものは、幾くもなかつたことが知られる。其の間、緡錢や香藥象牙等を配合して、幾分茶の濫費を緩和することは出来たであらうが、無論それは程度上の問題たるに過ぎなかつたであらう。長編卷一には李諮の上疏を載せ、その一節に、

每給十萬。茶售錢萬一千至六萬二千。香藥象牙售錢四萬一千有奇。東南緡錢售錢八萬三千。

とあれば、政府が民間に茶を拂ひ下げる時の平均賣價は、

$$\frac{1.1萬 + 6.2萬}{2} = 約 3.6萬$$

となる。此の三萬六千をば、東南緡錢の八萬三千、香藥象牙の四萬一千に比すれば、率から言つて最下位である。換言すれば政府が代價支拂を爲すに當り、優増の度は右三種の中茶が最上であつて、従つてまた、茶の利用率が最も低かつたわけである。尙ほまた程度の差こそあれ、右三種のものが何れも、法定價格と實際通用價值との間に、かなりの開きを持つてゐたことを看取出来るであらう。これは畢竟政府の損害となつて行くのである。而して宋史卷三百九十二 李諮の傳に、

商人入粟邊郡。算茶與犀象・緡錢。爲虛實三倍。

とあり、曾鞏の隆平集卷十 樞密の李諮の項には、

天聖初。在三司。言。天下賦入有常。而用度日益。願一切裁節之。詔校一歲經費。減冗長者十之三。又以商人入粟邊鄙。算茶與犀象。爲虛實三倍。坐耗官帑。請以實錢參紐。

と見え、さらに明の薛應旂の宋元通鑑卷十六 宋紀十六仁宗一にも、

初陝西河北。商人入芻糧者。權貨務給券以茶償之。又益以東南緡錢及香藥犀象。爲虛實三倍。

とあつて、政府にして便糴の原則を適用せざる限り、北商が芻粟を邊郡に納むる時の價格と、京師における取引の取引價格と、南商が東南諸州にて茶若しくは現金を受取る時の價格とは各相違があつて、之を統一することは出来なかつたのである。しかのみならず、茶・鹽・香藥象牙などの民間市場に出ること徒らに多く、これに需要が伴はなかつたのであるから、その市場價值は低落せざるを得ない。かくては官民共に損失を蒙るばかりである。

〔注〕

(1) 眞宗景德二年五月辛亥の條。

(2) 折中とは、「折して他のものの中てる」の意で、宋代では尙ほ折變・折支などの語があり、折は代用を意味ししゐる。

(3) 宋史卷一百七十九、食貨下一、會計に、宋聚兵京師。外州無留財。天下支用悉出三司。故其費寢多。云々

(4) 景德二年五月辛亥の條

(5) 仁宗景祐三年三月丙午の條。

(6) 白鳥博士選曆紀念東洋史論叢所載、加藤繁博士の論文『唐宋時代の商人組合「行」に就いて』——主として第三節参照。なほ植村清之助博士著『西洋中世史の研究』所收「ギルドの起源」參考。

(7) 宋史卷一百八十三、食貨下五、茶上に、商賈貿易。入錢若金帛京師權貨務。以射六務十三場茶。給券隨所射與之。

(8) 宋史卷一百七十五、食貨上三、漕運に、太祖起兵間有天下。懲唐季五代藩鎮之禍。著兵京師。以成疆幹弱支之勢。

故於兵食爲重。建隆以來。首浚三河。令自今諸州歲受稅租及筭權利。上供物帛。悉官給舟車。輸送京師。毋役民妨農。開寶五年。率汁・蔡兩河公私船。運江淮米數十萬石。以給食糞。

北宋初期の便糴に就いて

(9) 景德二年五月辛亥の條

(10) 咸平六年正月壬寅の條

(11) 矢野仁一博士著『近代支那の政治及文化』の中に收められたる「茶の歴史に就いて」や滿鮮地理歴史研究報告第五卷所載、文學士松井等氏の論文「北宋の對契丹防備と茶の利用」並びに桑原博士還曆紀念東洋史論叢所載文學士山下寅次氏「支那歴代煎茶考」など御參照ありたし。

(12) 續資治通鑑長編卷五乾德二年八月辛酉の條に、初令京師・建安・漢陽・蕪口。並置場榷茶。自唐武宗始禁民私賣茶。自十斤至三百斤。定納錢決杖之法。於是令民。茶折稅外。悉官買民。敢藏匿而不送官。及私販鬻者。沒入之。と見え、民の造れる茶は全部政府で買ひ上げる規定であつた。但し、彼等が稅として納むべきもの——人丁稅の如き——を茶に折して代納することは許されてゐたのである。故に政府の專賣制度にも幾分不徹底な所があつたわけだつて今後と雖も尙ほ、私販藏匿の行はれる隙があつたのである。長編卷十五、開寶七年五月甲寅の條に、監察御史劉蟠。受詔于盧・舒等州巡茶。蟠乘贏。僞稱商人。抵民家求市。民家不疑。出茶與之。卽擒置于法。とあるが如き、その好例であるが、此等密賣取締のことなどには觸れる必要がない。簡便には、清朝の法律學者、沈家本の遺稿「沈寄穆先生遺書」甲編所收「私茶考」を御一讀されたし。

(13) 宋史卷四、太宗本紀一に、置江南榷茶場。

(14) 宋史卷一百八十三、食貨下五、茶上に、宋榷茶之制。擇要害之地。曰江陵府。曰眞州。曰海州。曰漢陽軍。曰無爲軍。曰蕪州之蕪口。爲榷貨務六。とあり、此等六ヶ處の中、海州のみ淮水の北にあつて、他の五ヶ處は何れも揚子江の沿岸に位してゐた。尙ほ、六榷貨務が決定したのは淳化四年であらうとは、既に松井氏も言はれてゐるのである。

(15) 桑原博士還曆紀念東洋史論叢所載、加藤繁博士の論文「宋代の都市發達に就いて」參照。

(16) 加藤繁博士の名著「唐宋時代に於ける金銀の研究」第二分冊、第十二章、七三一頁參照。

(17) 永興は陝西永興軍路永興軍(轉運司の所在地)。鳳翔は陝西秦鳳路鳳翔府(提點刑獄司の所在地)。河中は陝西永興軍路河中府(提點刑獄司の所在地)をいふ。——宋史(卷八十七)地理志三に據る。

(18) 玉海(卷一百八十)錢幣の開寶便錢務の條に、開寶三年五月丁巳。詔於兩京置便錢務。とあり、本文に注して、取唐朝飛錢故事。許民入錢左藏庫。以諸州錢給之。救諸州。侯券至卽給。とあり、長編(卷八十五)大中祥符八年閏六月丙戌の條には、開寶三年。置便錢務。令商人入錢者。詣務陳牒。卽日鞏致。左藏庫給以券。仍救諸州俟商人齎券至。卽如其數給之。自足無復留滯。其後定外地閑慢州。乃許指射。と記されてゐる。

(19) 長編卷一百三、仁宗天聖二年六月丁巳の條に、河東轉運使鐘離瑾請。罷便糶官。止從本司選通判或幕職官領之。とあり、元豐類纂(卷四十三)庫部員外郎。知臨江軍范君墓誌銘には、君(范思道)始以父任爲大廟齋郎。累轉至尙書庫部員外郎。——中略——又爲勾當開治畿內溝洫。提舉陝西北路便糶糧草。至知臨江軍事。云々——范思道の歿年は、仁宗嘉祐五年六月辛巳である——

(20) 桑原隲藏博士著『宋末の提舉市舶西域人蒲壽庚の事跡』第五節「宋時代の禁權と官市」參照——二六三頁——

(21) 天聖元年春正月癸未の條。  
(22) 長編卷一百七十皇祐三年二月庚子の條、國子博士監權貨務薛向言。(中略)是歲常倍出中都錢。而茶・鹽・香藥象牙之物。出多而用有極。則賤而不售。官私兩失其利。